

「本校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

すべての児童が安全・安心な学校生活を送るために、いじめを認知した際には学校や御家庭、関係機関などが情報を共有・連携し、早期に対応することが重要です。

本校の「いじめ認知件数」と「いじめ防止の取組」について

今年度（12月現在）の本校のいじめ認知件数は7件です。

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめに組織的に対応しています。

お子様のことで何か心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。

学校いじめ対策委員会は、校長、副校長、生活指導主任、主幹教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、当該児童学年主任教諭、当該児童学年教諭、その他関係教諭で組織されています。

警察等との関係外部機関とも連携を図る必要がある案件については、適宜連携し、早期解決に向けて尽力してまいります。